

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん ショートステイ利用料

日額料金

令和元年10月以降

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	利用料	684	684	684	684
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	77	77	77	77
	合計	1,923	2,013	2,763	4,201

要介護2	利用料	751	751	751	751
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	84	84	84	84
	合計	1,997	2,087	2,837	4,275

要介護3	利用料	824	824	824	824
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	92	92	92	92
	合計	2,078	2,168	2,918	4,356

要介護4	利用料	892	892	892	892
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	99	99	99	99
	合計	2,153	2,243	2,993	4,431

要介護5	利用料	959	959	959	959
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	42	42	42	42
	処遇改善加算	106	106	106	106
	合計	2,227	2,317	3,067	4,505

2割負担

		第4段階
利用料		1,368
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		84
処遇改善加算		154
合計		5,004

利用料	1,502
食費	1,392
居住費(個室)	2,006
加算分	84
処遇改善加算	168
合計	5,152

利用料	1,648
食費	1,392
居住費(個室)	2,006
加算分	84
処遇改善加算	184
合計	5,314

利用料	1,784
食費	1,392
居住費(個室)	2,006
加算分	84
処遇改善加算	198
合計	5,464

利用料	1,918
食費	1,392
居住費(個室)	2,006
加算分	84
処遇改善加算	212
合計	5,612

※上記に送迎させていただく場合は、184円(片道)がかかります。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収 280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が 160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額 80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額 80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額 266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計 2,000万円超、いない方は 1,000万円超の場合世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん ショートステイ利用料 (要支援)

日額料金

令和元年10月以降

1割負担

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要支援1	利用料	514	514	514	514
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	18	18	18	18
	処遇改善加算	56	56	56	56
	合計	1,708	1,798	2,548	3,986

2割負担

		第4段階
利用料		1,028
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		36
処遇改善加算		113
合計		4,575

要支援2	利用料	638	638	638	638
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	18	18	18	18
	処遇改善加算	70	70	70	70
	合計	1,846	1,936	2,686	4,124

利用料		1,276
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		36
処遇改善加算		139
合計		4,849

※上記に送迎させていただく場合は、184円(片道)がかかります。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収 280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が 160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額 80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額 80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額 266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計 2,000万円超、いない方は 1,000万円超の場合

世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合